

生徒心得

1 総 則

- (1) 生徒は、「誠実・進取・友愛」の校訓のもとに、愛情と信頼に満ちた理想の学校の建設に邁進すること。
- (2) 生徒は、心身の健康に留意するとともに、その本分を自覚し、有為な社会人となるために勉学に励み、修養に努めること。
- (3) 次の事項については別の「規定」によることとする。
 - 服装（頭髪などを含む）、アルバイト、通学・交通関係（免許取得を含む）
 - 図書館の利用、体育館の使用

2 校 内

- (1) 常に掲示及び校内放送に留意すること。始業の合図で学習の準備を整え、所定の座席に着き、静粛にしておくこと。
- (2) 教科連絡係は事前に担当教師と連絡を行うこと。また教科担当教師が不在の時は、教務部に連絡すること。
- (3) 欠課及び見学（体育実技など）の時は、学級担任及び教科担当教師の許可を受けること。
- (4) 常に校舎内外の整理整頓に努めるとともに、互いに協力して清掃作業をおこない衛生的で気持ちのよい環境を作るように心掛けること。
- (5) 公共物愛護の精神に基づき校舎、教具、教材その他の施設・設備を愛護し、あやまって損傷したときは速やかに学級担任に届けること。ただし、故意に損傷したときは弁償してもらうことがある。
- (6) 許可なく次の行為をしてはならない。もし必要な場合には学校の許可を受けること。
 - ① 校舎内で訪問者に面会すること（生徒指導部）
 - ② 集会、結社、宣伝、掲示等をすること（生徒指導部）
 - ③ 金銭、物品を徴収すること（生徒指導部）
 - ④ 校内の施設・設備を使用すること（生徒指導部）
- (7) 校内において疾病、負傷の際は、保健室の備え付け名簿に記名して手当を受けること。
- (8) 学習活動に必要でない書籍や物品、必要以上の金銭は所持せず、すべての所持品には必ず記名すること。
- (9) 貴重品はなるべく学校に持参しないようにし、諸経費納入のため現金を持参したときは速やかに納入すること。
また校内で金品を紛失又は拾得したときは、学級担任または生徒指導部に届け出ること。
- (10) 校舎内の出入りは指定された昇降口からとし、必ず履き物をぬぎ、学校指定の上履きを使用すること。

3 校 外

- (1) 生徒は、本校生としての自覚を持ち、秩序の維持はもとより道徳・マナーを守り、社会の模範となるよう心がけること。
- (2) 校外において事故又は緊急事態が発生した場合は、直ちに学校に連絡すること。
- (3) 映画、演劇などの鑑賞は、学校より推薦するものを鑑賞することが望ましい。
- (4) 夜間の外出は、原則として禁止する。
- (5) 対外競技に参加するときや、就職試験などを受験するときは、あらかじめ所定の手続きで関係部に届け出ること。
- (6) 次の場合には、学校の許可を受けること。
 - ① 団体を組織し、又は他の団体に加入する場合。
 - ② 冊子の編集又は外部への広告をおこなう場合。

4 言語・態度

- (1) 長上はもとより生徒間においても、相互に敬愛の情を持って、礼節を失わないようにすること。
- (2) 集合、解散は秩序正しく、敏速かつ静粛に行うこと。
- (3) 相談機関として、スクールカウンセラーを設置する。
- (4) 下記の各項はこれを厳禁する。
 - ① 飲酒、喫煙、暴力等の不法行為。
 - ② 風紀上問題のある場所への出入りや刊行物を閲覧すること。
 - ③ 特定の政党を支持し、政治的活動を行うこと。（18歳未満）
「選挙運動」、「政治的活動」、「投票運動」のような政治的活動等については、校内（構内）では禁止する。（18歳以上）なお、詳細な内容については以下の通り規定する。

生徒の政治的活動に関する規定について※公職選挙法改正（H27年6月19日公布）により

- 1 校内（構内）において、選挙運動・政治的活動・投票運動は禁止する。
 - 2 放課後や休日に校外で行う政治的活動については、家庭の理解の下、政治活動及び選挙活動届を提出し、生徒が判断して行う。しかし、違法なもの、暴力的なもの、その活動が当該生徒や他の生徒の学校生活に支障を来す場合、制限または禁止する。
 - 3 校内（構内）における「選挙運動」「投票運動」を行った場合、生徒指導主事説諭とする。
 - 4 校内（構内）における「政治的活動」を行った場合、校長訓戒とする。
 - 5 公職選挙法違反については、職員会議にて審議する。
- ※ 上記以外の違反行動が発生した場合は、その都度職員会議にて審議する。
- ④ 校内（構内）で宗教的活動を行うこと。
 - ⑤ 無断外泊。

5 交 友

- (1) 生徒は、校外・校内を問わず自己の意志を明確にし、自立ある態度をとること。
- (2) 交友は、相互に人格を尊重し、敬愛の精神を持って、礼儀正しく行うこと。
- (3) 男女間の交際にあっては、健全かつ節度を守り誤解を招くような言動があつてはならない。

6 願・届

- (1) 願・届は、保護者が自筆捺印の上、学級担任を通じて係に提出すること。
- (2) 病気による欠席が1週間以上におよぶ場合には、証明書を添えて欠席届を提出すること。
- (3) 宿泊旅行を行う場合には保護者の承認を得たうえで、学級担任、生徒指導部を経て学校長の許可を受けること。
- (4) 早退する場合には、事前に学級担任に申し出で、許可を受けること。
- (5) 生徒、保護者、保証人に異動（改姓や転居等を含む）を生じたときは、速やかに届け出ること。
- (6) 休学、転学、退学、復学の場合及び証明書の交付を受ける場合は所定の様式により願い出ること。
- (7) 身分証明書を紛失したとき、又は記載事項に変更を生じた時は、学級担任に届け出ること。
- (8) 忌服は次の基準により、所定の様式で届け出ること。

父母	: 7日	父母がなく後見人又は扶養担当者の場合は父母に準ずる
祖父母・兄弟・姉妹	: 3日	
伯・叔父母、曾祖父母その他の同居家族	: 1日	

- (9) 保健上の異装許可を受けるためには医師の証明書を添えること。
- (10) 学校に届けなければならない諸願届一覧（生徒指導部）

異装願 下宿願 自転（単）車通学願 出場承諾書 イベント行事参加願 旅行届
アルバイト採用依頼書兼承認願 政治活動及び選挙活動届 遅刻届 早退許可書

アルバイトに関する規定

※無断アルバイトは厳禁（特別指導対象）

アルバイトは、原則として長期休業期間（夏・冬）中のみとし、事前に「説明会」を行い、詳細について指導する。また、アルバイトをするときは保護者の承認のもと、アルバイト届に概要を記入し、学級担任を経て生徒指導部に願い出ること。

(1) 許可条件

- ① アルバイト説明会に出席すること。
- ② 課外・部活動等に支障がないこと。
- ③ 定期考查30点未満がないこと。
- ④ 欠点保持者、時数不足者、服装頭髪違反者ではないこと。
- ⑤ アルバイトをしなければならない決定的、具体的理由があること。
- ⑥ アルバイト終了後は必ず感想文を提出し、係との面談を受けること。
- ⑦ 長期休業中の課題を全て提出すること。

(2) 期間

夏期休業中：3週間程度 冬期休業中：1週間程度（日本郵便株式会社10日以内）

※ 勤務時間は、1日に8時間（45分の休憩時間を除く）以内で、休日が1週間に1日以上あること。ただし、家庭の都合上、特に必要と認められる場合は学年会・生徒指導部会で検討のうえ、審議する。

※3年生の家庭学習期間中のアルバイトについては、申し出があれば審議する。

(3) その他業務等に関すること（ここには主たるもののみ記載）

- ① 遊興飲食等、風紀上好ましくない業務は禁止。
多額の現金を取り扱う業種、酒類の提供を主とする店、レンタルビデオ店など。
- ② 危険を伴う業務は禁止。
木材伐採、トンネル工事、ガソリン取り扱いなど。
- ③ 原付・単車を使用する仕事は禁止。
- ④ 勤務時間は下校時間と合わせる。
(夏期：6:00～19:00 冬期：7:00～18:30を目安とする)
また家庭から勤務先までの通勤時間が片道1時間以内であること。
- ⑤ 原則として学校の制服を着用すること。
- ⑥ 勤務中は許可証を原則として身につけ、終了後は速やかに返却すること。
- ⑦ 熊本県の最低賃金が保障されていること。

服装・頭髪に関する規定

- 1 服装・頭髪は、本校生としての品位を保ち、質素、清潔にして端正でなければならない。
(服装の乱れは心の乱れです)
- 2 通学及び外出の際は本校規定のものを着用しなければならない。
- 3 服装・頭髪に関する規定は次のとおりである。やむなく異装をせざるをえない場合は、事前に届け出をおこない許可を受けること。
※制服の着用期間は設けず、冬服か夏服を着用する。
服装については、スラックスを含む選択制とする。
防寒具：通年可

(1) 制服 (学校指定)

冬服



夏服



(2) 移行期間

制服については、移行期間を設定しない。年間を通して、夏服・冬服、ベスト、セーターを着用し、生徒自らが天候や体調面等で判断する。アームカバーについても登下校のみ華美でないものは可。
※ただし、学校行事・式典時は統一する。※ジャケット着用

(3) 防寒着

生徒自らが天候や体調面等で判断する。

ただし、ボックスコート、膝掛けなどの防寒具については生徒指導部からの確認、許可を得る。

※防寒具については「校内使用禁止」とする。

(4) 頭髪

頭髪については別紙（教室掲示用）を確認する。

清潔で活動的な髪型とし、高校生としてふさわしくない作為的・不自然な髪型にしないこと。

パーマネント、逆毛、染髪、脱色などは禁止する。

男子①作為的・不自然な髪型等は認めない。（清潔で高校生としてふさわしい髪型）

②前髪は目にかかるない。③横髪は耳にかかるない。④襟足は制服にかかるない。

⑤前から見て襟足が見えないようにする。⑥もみあげは耳の半分までとする。⑦左右の長さは極端に変えない。⑧整髪料は使用不可とする。

女子①ショートカットの場合、襟首の下の線まで。

②肩にかかる髪は必ず根元を目立たないゴム（黒・紺・茶）で一本で結び、横髪をたらすのは禁止。

(5) その他

① 鞄

指定バッグとする。ただし、入りきれない場合はサブバッグも可とする。

② 履き物

下履きは靴に限る。サンダル・スリッパ・体育館シューズ・下駄等の使用を禁止する。

また、ハイヒールや靴底の厚いもの、原色系など華美なものも禁止する。

上履きは学校指定のスリッパを使用すること。

③ 化粧・装飾品の着用を禁止する。

眉加工、色つき日焼け止め（BBクリーム等）、アイプチ、口紅、色つきリップ、マニキュア、ピアス、リング、ブレスレット、ネックレスなど。

④ 爪

短く切る。マニキュア等はつけない。

生徒指導カードについて

球磨中央高校
生徒指導部

【目的】

学校生活の充実を図り、安全・安心で基本的生活習慣の確立・ルールの遵守を目指すためにカードを用います。全校生徒が気持ち良く学校生活が送れるように、遅刻（時間を守る）や生活面（頭髪服装）での指導を減らし、「当たり前」が実践できる学校を目指す。（指導・違反ゼロで地域から応援される学校作り）

＜カード指導の流れ＞

①生徒がカードを持って各先生方に指導をもらい、押印してもらう。（原則、当日中に必ず指導を受ける）
 ・担任 → 学年生徒部 → 学年主任 → 学科主任 → 部活動・同好会顧問 → 生徒指導主事 → 教頭

②すべての押印をもらった後、生徒指導室へ提出

※指導回数は年度をまたいで累計しません。（1年ごと）

※結果については毎学期ごとに、全職員へ報告します。

※リボン忘れについては、学年・担任指導とします。

※指導の改善が見られない場合は、生徒指導カードの指導に奉仕作業＋反省文の指導を生徒指導部で行います。

生徒指導カード						
	月	日	曜日			
	年	組			号	
名前						
部活動						
指導者	先生					
指導項目（番号に○を記入してください） 1. 頭髪 2. ピアス 3. 眉加工 4. アイプチ・化粧 5. 制服（ ） 6. スマートフォン使用等（ ） 7. 遅刻（無断等） 8. 交通違反 9. その他（ ） ※リボン忘れは学年・担任指導とする。 ※違反を繰り返す場合は、作業・指導票を課すこともあります。 ※指導回数は年度をまたいで累計しません。（1年ごと） ※生徒指導カード3回目から放課後作業・指導票を3回行います。改善がなければ保護者召喚等を課します。						
担任 1	学年生徒部	学年主任	学科主任	部活動顧問	生徒指導主事	教頭
	2	3	4	5	6	7
※本日中に1～7の順に各指導印をもらい生徒指導室に提出すること。						
備考						
生徒指導カード（確認用）			日付	月 日 ()		
学籍番号			名前			
指導内容			指導者	先生		

携帯電話・スマートフォン等の使用に関する規定

1 基本方針

携帯電話・スマートフォン等の普及に伴う社会生活の生活スタイルの変化を鑑み、特に自然災害（大雨、大雪、台風、地震等）発生に伴う緊急時の連絡や安否確認の手段等として、機器の利用が有用であると考え、学校への持ち込みを可とする。

スマートフォン等は、保護者の責任で所持させることとし、トラブルについての一切の責任は保護者が負うものとする。

2 持ち込み条件及び禁止事項等

(持ち込み条件)

- (1) 機器に「フィルタリング機能」を設定していること（有害サイトにアクセスしない）
- (2) 機器の利用（夜遅くの利用禁止や利用額の上限設定等）について家庭内のルールがあること
(夜10時以降は、メール送信・通話を行わないなどのルールを決める)
- (3) 電源を切った状態にすること
(バッグに必ずいれておくこと。マナーモード・サイレントモード不可)
- (4) 自分の責任でスマートフォン等の機器を管理できること
(紛失等のトラブルについて学校は責任を負わない)

(禁止事項)

- (1) 校内（学校敷地内）での機器使用
- (2) 正門、生徒通用門付近での機器操作（電源のオンオフなど）
- (3) 試験・定期考查時等の教室内への持ち込み（スマートフォン等を身に付けた状態）
- (4) 歩行中（歩きスマホ）や自転車・原付乗車時等の使用（イヤホン使用や画面注視も含む）
- (5) 他人を誹謗・中傷するなど悪意を持った使用
- (6) 公共の場（駅、列車やバスなど）で他人に不快感を与えるような使用（マナー違反）

(留意事項)

- (1) 学校の規則に違反した場合は指導の対象とする
- (2) 日中に保護者から緊急連絡を要する場合は、学校を通じて連絡を取ること
(電源が切れているので連絡が取れないはず)
- (3) 休日の部活動、検定、模試等で登校する際のスマートフォン等の取り扱いについても、平日同様とする
- (4) 学校行事や部活動の試合、遠征などの際は、該当学年・部活動顧問の指導・指示にしたがう
- (5) あまりにも違反が見られる場合は、「スマートフォン等校内持ち込み禁止」の措置を取ることもある

3 スマートフォン等使用違反に関する指導処置

（※スマートフォン等使用違反に関する指導処置については3年間の累積指導とする。）

禁 止 事 項	指 導 処 置
①「2 持ち込み条件及び禁止事項等」に違反した行為	1回目：生徒指導カード指導、 <u>保護者連絡</u> 2回目： <u>保護者連絡</u> 、指導票3回 3回目：保護者召喚、奉仕作業5回、指導票5回 4回目：生徒指導説諭
②交通法令に違反するなどの不正使用 (自転車・原付等乗車時)	審議
③考查中の使用（不正行為と同等扱い） ・携帯電話の操作をする。 ・携帯電話が作動する。	審議 <u>※バッグ類は必ず廊下に出し、必ず電源を切っておく。</u>

※ 全ての違反行為に、生徒指導部厳重注意及び奉仕作業を行う
その他の違反行為や迷惑行為については、状況により判断し指導を行う

家庭におけるスマートフォン等の使用についてのルール

人吉球磨地区県立学校 P T A

- 1 契約・解約をはじめ、保護者は所持や使用に関しての責任を強く自覚する。**
- 2 契約する場合は、使用者を子どもとし、保護者の責任でフィルタリングをかけ、絶対にはずさないようにする。（使用者が青少年の場合、フィルタリングを必ずかけることが法律、条例で定められています。）**
- 3 子どもは夜10時から朝6時まで使用せず、保護者の目の届くところに置く。**



球磨中央高校オリジナル

スマートフォン・SNSの使い方ルール

- 一．相手のことを考えて夜10時以降は返信しない**
- 二．人の悪口を書かない**
- 三．人の写真を無断で載せない**
- 四．SNSやネット等を通じて知らない人に絶対会わない**
- 五．フィルタリング機能を設定する**
- 六．家庭でもスマートフォン使用のルールを決める**

球磨中央高校 生徒会

球磨中央高等学校 学習者用端末の使用規定

《貸出の趣旨》

この規程は、球磨中央高等学校生徒の Chromebook 使用に係わり、必要な事項を定めるものです。使用目的は、以下の3点とします。

- (1) 学習活動・学力向上のため (2) 進路実現のため (3) 人権意識の高揚のため

《Chromebook の取扱について》

- 1 Chromebook は県からの貸与品です。皆さんが卒業した後は、新入生や他校の生徒が利用します。精密な機器ですので、丁寧に使用してください。
- 2 校内では、教室の保管庫に保管してください。下校時に、教室の机の中や、ロッカー等に放置することは厳禁します。また、他人の Chromebook の使用も禁止します。
(保管庫の鍵は、従来通り出欠統計係が職員室から持参し、下校時に返却すること)
- 3 校外に持ち出す際は、家庭での使用、または担任や授業担当者における指示のもとでの屋外での使用を原則とします。その際は、ケースに入れて持ち運びを行い、紛失・破損等がないように十分に注意してください。また、自宅ではACアダプターを用いて充電をおこなってください。
- 4 休校時には、家庭において授業等の補完^{ほかん}を行うために Chromebook を使用します。その際は、担任・授業担当者の指示に従って、授業・S H R等に使用してください。
- 5 学習や進路情報収集以外の目的によるインターネットサイトの利用は行わないこと。特に、S N Sの利用や、他人の写真・動画を勝手に撮る行為は禁止します。
- 6 他人にアカウント（アドレス）・パスワードを教える行為、S N Sへの投稿、不適切なサイトの閲覧^{えくらん}等、情報セキュリティや情報モラルの違反につながる行為は絶対に行わないでください。また、先生の指示がないアプリを勝手にダウンロードすることも禁止します。
- 7 Chromebook に故障・破損・紛失・個人情報の漏えい^{ろう}があった場合は、すぐに担任へ届けてください。故意による重大な過失があった場合は、修理費用の負担を求めることがあります。

※その他の事項については、「熊本県立学校学習者用端末学校取扱規程」に準じます。

* 以下のような事案が発生した場合、生徒指導規定に基づいた指導を行います。（指導対象）

- 1 他人の個人情報を盗み出す行為や、著作権・肖像権を侵害する行為等、法に反する行為をおこなった場合。
- 2 校内外で撮影した、個人が特定される写真・動画（顔写真・制服・部活動のユニフォーム等）を、S N S等のインターネット上に掲載した場合。また、他人を誹謗^{ひぼう}中傷^{ちゅうしょう}する発信をおこなった場合。
- 3 上記に示した目的外の使用をおこなった場合。
- 4 その他、校長が、教育上指導が必要であると判断した場合。

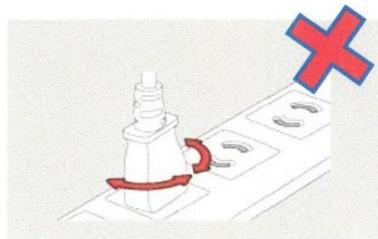
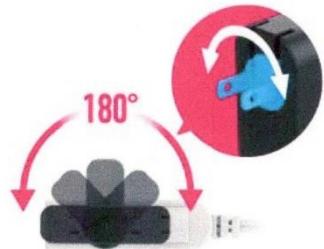
A Cアダプター使用の注意点

持ち帰り用 A C充電器のご注意点



エレコム ACDC-PD0465BK

O Aタップに複数差し込む際に隣と干渉しないよう
差し込み口がクルクル回転するようになっています



このタイプの抜け止防止のO Aタップに差し込んでしまうと
抜けなくなってしまいますのでご注意ください

通学・交通関係規定

1 通 学

- (1) 登校時刻は、午前8時25分までとする。(原付通学生は8時10分までに登校すること)
なお、登校後、午前8時30分までに教室に着席していない場合も遅刻とする。※必ず「連絡」をする。
- (2) 登校後、終業時までは勝手に校外に出ないこと。また、校外に出る必要があるときは、学級担任の許可を受けること。
- (3) 欠席、欠課、遅刻をする場合は事前に届け、やむを得ない場合は速やかに届け出ること。
- (4) 下校時刻にはただちに帰宅すること。
- (5) 常に交通法規を遵守し、事故防止に万全の注意をはらうこと。

2 列車・バス通学生心得

列車・バスなど公共機関を利用する通学生は、車内でのマナーを守り、他人の迷惑となるような行為を慎むこと。

(1) 定期券使用についての心得

- ① 定期券は常時携帯すること。
- ② 定期券の使用にあたっては、期限切れのものや他人名義のものを使用するなどの不正行為を厳に慎むこと。

(2) その他

- ① 駅や停留所まで自転車・単車（原付）を利用するものは学校に願い出て許可を受けること。また自転車や単車（原付）は確実な場所に預け、放置しないこと。また、施錠（二重ロック）を必ず行うこと。
- ② 登下校時に事故に遭遇したときは、自分でまたは友人に頼んで学校と警察に知らせること。
- ③ 列車やバスを利用する生徒は駅や停留所の清掃を心掛けること。

3 自転車通学生心得

自転車通学を希望するものは、自転車通学願を提出して許可を得なければならない。

自転車通学距離の許可基準は特別に定めないが、必ず通学許可願を提出すること。なお、下記に定める事項を遵守できない場合は、自転車通学許可を取り消す。

- ① 並進、傘さし、手放し、2人乗り、ながら運転（音楽機器等、音が遮断されるもの）等は絶対にしないこと。
- ② 雨の場合はカッパを使用すること。（カッパを持っていないと許可できない。）
- ③ 自転車の改造は禁止する。
- ④ 交通ルール、マナーを遵守し、人に迷惑をかけない運転をすること。
- ⑤ 二重ロックを行う。

※ 通学許可条件

学校指定のステッカーを後部所定の位置に貼り、前かごに反射テープを装着する。

防犯登録、T Sマークは許可条件とする。（自転車任意保険加入・自動点灯ライトを推奨する。）

なお度重なる違反の場合にも通学許可を取り消す。

4 下校の時間

- (1) 夏期（3月～10月） 19：00
(2) 冬期（11月～2月） 18：30

5 原動機付き自転車の運転免許取得・通学許可に関する規定

(1) 運転免許取得許可について

- ① 免許の取得が、どうしても必要である、という充分な理由がある者以外については許可しない。また、通学の目的のみ免許取得を許可する。
- ② 免許取得を希望する生徒に対しては事前に三者面談を実施する。

《注》

- ・免許取得の時期は、春期休業中のみとする。
- ・原則として1年次の免許取得は認めない。
- ・免許取得（願）証は、受験のための旅行許可証としても使用するので、受験場に持参すること。
- ・運転免許取得届を提出する際には、免許証を持参すること。
- ・無断で免許を取得した場合、特別指導の対象となり厳しく指導する。

(2) 原付自転車通学許可について

- ① 原則として1年次の原付通学は認めない。

② 原付による通学許可にあたっては、担任・部顧問・係教師は次の点に留意して総合的に判断する。なお、担任はこの件につき三者面談を実施する。

- ・距離
- ・生徒の自宅の社会的環境
- ・その他の必要条件

- ③ 許可条件（通学以外の目的で使用することは認めない）

（ア）通学のための交通機関（列車、バスは除く）のないところで、距離が5km以上ある場合。

（イ）通学するのに、最寄りの駅までの距離が5km以上ある場合。

（ウ）急な坂のため、学校または駅までの自転車通学が困難と認められる場合。

（エ）家庭の事情や、部活動等やむを得ず必要と認められる場合のみ許可され、1年生の春休み期間より許可する。

④ 注意事項

（ア）特別に通学上問題を含む生徒については、担任・部顧問・交通係の三者で慎重に検討する。

（イ）原付通学を許可された者で、事故・違反が著しい者については、許可の取り消しを別途考える。

（ウ）原付通学の許可申請は、特別の場合を除いて、各学期当初の一定期間（約3週間）のみとする。また、通学の許可については、原付実技指導後、実技テスト・筆記テストに合格しなければ許可されない。

（エ）原付通学生は時間にゆとりを持って登校する。なお、度重なる遅刻の場合は、一定期間原付での通学を停止する。通学再開は停止期間後、筆記テストに合格しなければならない。

（オ）通学時の服装は、ウィンドブレーカー（学校指定）・手袋、女子生徒に関しては安全面を考慮し、長ズボン（ジャージ）を必ず着用すること。